

ストップ・リニア！訴訟 ニュース

第 38 号 2024 年 7 月 10 日発行 発行 リニア新幹線沿線住民ネットワーク
<http://linearstop.wix.com/mvsite>

控訴審第二回口頭弁論に 64 名参加



ストップ・リニア訴訟控訴審の第二回口頭弁論が 6 月 27 日に東京高裁で開かれた。開廷に先立ち、10 時 15 分から裁判所前にて橋本事務局長の司会でミニ集会がもたれ、川村訴訟団長、関島弁護団共同代表から挨拶があった。



また、支援団体の JR 東海労、田園調布の住環境を守る会、東京外環道訴訟の会の代表者から連帯のアピールがあった。ミニ集会後に、愛知、岐阜、長野、静岡、山梨、相模原、東京・神奈川の各訴訟団からの参加者および東京在住の支援団体メンバー総勢 64 名が傍聴券を求めて並んだが、抽選なしで傍聴ができた。



口頭弁論の審理内容について

控訴人代理人からの発言は以下のとおり。
「4 名の証人申請を出している。うち、阿部氏の意見書は提出済み。今回椎名氏の分を提出。
本日は、岐阜県瑞浪市で起きた水涸れ・水位低下問題について事実関係をベースに意見陳述をする。今後、岐阜県から正式な報告書が出れば、補充の意見を出す予定である。また次回期日には補助参加人の JR 東海から提出のあった準備書面に反論する。」

続いて、代理人の樽井弁護士が水涸れした井戸や溜池などの写真を投影しながら意見陳述をおこなった（内容全文は以下に紹介）。

裁判長から「証人の採否および進行については次回期日に決定する」旨の発言があった。

次回は当初の予定どおり 10 月 10 日（木）11 時、次々回 2025 年 1 月 23 日（木）13 時 30 分

樽井弁護士による意見陳述の内容

意見陳述

（岐阜県瑞浪市における地下水位の低下に関連して）

2024 年 6 月 27 日

控訴人ら訴訟代理人弁護士 樽井直樹

1 本年5月に、リニア中央新幹線の工事に関わり、岐阜県瑞浪市大湫町において、井戸やため池に水涸れが発生するなど地下水の低下が発生していることが明らかになりました。このことは、本件訴訟において、控訴人ら住民側が主張していることに関して重要な問題を提起しています。

そこで、現地の状況をご紹介するとともに、本件訴訟との関係で意見を述べます。

2 岐阜県瑞浪市は、岐阜県の東濃地方に位置する、人口約3万5000人の地方都市です。地下水の低下が起こった大湫町は瑞浪市の北部の山間部に位置し、2019年4月時点で、123世帯、342名の方が暮らしています。大湫町の中心部は、旧中山道の江戸から数えて47番目の宿場で、現在も宿場町の名残が保存されています。

明治以降、物流の幹線は、木曾川に沿った中央本線、国道19号線、中央高速道路に移ったため、山村の小集落となっています。

リニア中央新幹線は、旧中山道の宿場町の後背地となる水田地帯の地下を日吉トンネルが通る計画となっています。

この水田地帯の井戸やため池に、今年の2月頃から水位の低下、水涸れが発生したのです。

JR東海が岐阜県の環境影響審議会に提出した資料ですが、赤い点が水位の低下が確認された井戸やため池です。

このうち「天王様の井戸」は、宋昌寺というお寺の隣にある井戸です。地元の方によると、水道が引かれるまでは生活用水として利用しており、水くみに通った豊かな井戸であったということです。その井戸は現在、完全に涸れています。

また、水田地帯の端には「花の森」という公園にため池があります。近くで作業しておられた方に伺うと、2月以降、ため池は完全に枯れてしまい、池の底がひび割れを起こした。現在は少し水

がたまっているが、雨水や山から流れ込んだ水がたまっている程度で、元の状態とはかけ離れている、ということでした。



3 瑞浪市の地下水位の低下は、トンネル工事が行われている場所から離れた箇所が発生しています。このことは、トンネル工事による影響が、広範囲に発生する可能性があることを示しています。

住民の方は、「トンネルは地下約120メートルのところを掘られるので、影響はないものだと思っていた。大湫は元々湿地帯で、開墾によって水田となった」（なお、明治42年から44年にかけて、耕地整理と同時に排水工事を施工、湿田を乾田化し二毛作を可能とし、ため池の新設によりかんがい用水の確保を図るなど、当時としては画期的な事業を行ったと「岐阜県土地改良史」（岐阜県土地改良史編集委員会・昭和58年3月）に記載されています）、「今回、水をためていた底が抜けたように感じる」と述べておられます。

トンネル掘削による環境影響を科学的に事前に評価することの重要性は明らかです。

4 水位低下が発生して以降のJR東海の対応も不誠実極まるものでした。

今年の2月には水位低下の事実が確認されたにもかかわらず、岐阜県に報告されたのは約3ヶ月後の5月になってからでした。しかも、JR東

海は、水位低下が発生しているにもかかわらず、工事を続け、水涸れの事実が広く報道された後も、工事を続ける姿勢を崩さず、広範な批判を受け、5月20日になってようやく工事の一時中断を決定しました。

このようなJR東海の対応は、山村部の集落の水源に重大な影響を発生させていることについて、JR東海が深刻な事態と受け止めていないことを如実に示しています。

住民の方からは、JR東海に対する怒りとともに、現在JR東海が新しい井戸を掘ることで代償措置を講じると説明していることについて、現在でも数軒の単位で一つの井戸を生活用水の水源としているのに、新しい井戸を掘ることでさらに影響が発生するかもしれない。JR東海は、あまりにも、事態を軽くみている、と話してくださいました。

5 控訴人らは、控訴理由書第6の5(4)(103頁以下)において、本件環境アセスの評価書の基礎とされなかった事実のうち地盤沈下に関する点として、「トンネルと地下水脈が交錯する地点では、トンネルにより地下水脈の流れがせき止められ、トンネルよりも下流の地下水供給が絶たれることになる」ことから「ローム層で圧密沈下が発生する可能性があること」、「トンネルが帯水層を横断する地域では同様のメカニズムによる圧密沈下が発生する危険性がある」ことを指摘しました。そして、予防原則の観点からは、「環境影響評価の段階で地質・地盤条件等の調査の結果を踏まえて圧密沈下の危険性がある地点を特定し、リスク評価や代替策を検討すべきである」にもかかわらず、JR東海が行った環境影響評価は、「鉄道事業評価省令に記載された事項を抽象的に検討したに過ぎず、当然に起こりうる具体的リスクについて検討を欠いている」ことを指摘し

ました。今回瑞浪市で発生した地下水の低下は、控訴人らが指摘した危険性を裏付けるものであり、JR東海の環境影響評価が不適切なものであることを明らかにしました。

このような環境影響評価を前提として、工事を認可した国土交通大臣の判断を、裁量権の範囲内として追認した原判決が不適切なものであったことが事実をもって明らかになったのであり、原判決は見直されなければなりません。 以上

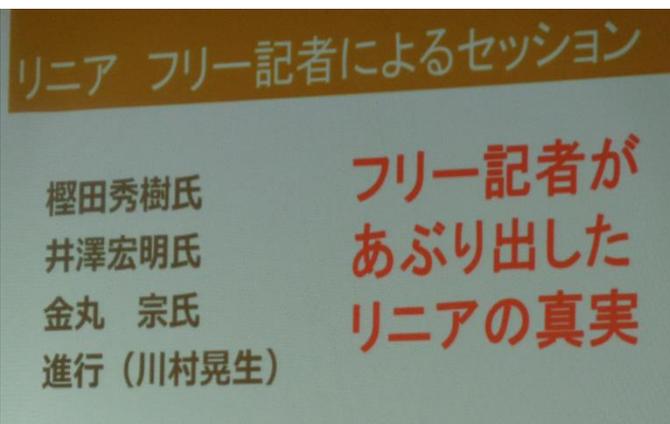
衆議院第二議員会館での報告集會に61名参加

13時00分からの報告集會では、法廷でのやり取りの様子を横山弁護士事務局長が説明した。また、意見陳述した樽井弁護士から再度パワーポイント(PPT)資料を示しながら要旨の説明があった。

控訴人側から証人申請している阿部修治武蔵野大学教授、椎名慎太郎山梨学院大学名誉教授、中村太士北海道大学教授、家田仁政策研究大学院大学特別教授(元国交省中央新幹線小委員会の委員長)の4名について、被告側はいずれも「必要なし」と主張しており、次回期日での裁判所の採否判断が重要となる。

また、報告集會の始めから最後まで参加した日本共産党本村伸子衆議院議員のほか、会場のお世話をさせていただいた立憲民主党山崎誠衆議院議員、同篠原孝衆議院議員も駆けつけて、激励の挨拶があった。

続いて、今回の目玉企画である「フリー記者が抉り出したリニアの真実」と題して、樫田秀樹、井澤宏明、金丸宗の3名によるトークセッションが、コーディネイターの川村訴訟団長の進行でおこなわれた。



まず、榎田氏は工事の遅れが最大 10 年に及ぶことを、具体的な工事箇所と工程の遅延を写真で示しながら解説した。「遅れは静岡県のせい」キャンペーンは工事全体の遅れを糊塗するためのデマであったと主張した。

井澤氏は、自らが住まう岐阜県の瑞浪市の水涸れ問題を、岐阜県の役人に対する質問の映像を交えて、JR 東海の隠蔽体質とともに行政担当者の危機管理能力のなさを追求した。



(左から、金丸氏、井澤氏、榎田氏、川村氏)

金丸氏は、ふたりとは異なる切り口から、橋脚やトンネルに使用されるコンクリートの標準 50 年とされる寿命の問題を取り上げ、たとえ完成してもトンネルを覆うコンクリートの劣化をどうするかは重要な論点であると述べた。特に、静岡工区のポンプアップを取り上げてもし将来リニア運行をやめた場合にはポンプアップもやめ、トンネル全面をコンクリート柱で塞ぎ、トンネル湧水は導水路トンネルを通過して自然流下すると JR 東海は言っているが、

劣化して破壊する危険性がある。その場合には山梨県側の早川に大量の突発湧水が流れると指摘した。

<リニア反対運動団体に求めること>

ストップ・リニア訴訟の提起から沿線各地での裁判闘争の展開などについて、三者三様の評価と期待を語ってくれた。

例えば、全国紙に「意見広告」を打つ (金丸氏)、SNS などのデジタルとアナログ (チラシなど) 両面での広報活動の強化 (榎田氏) と具体的な提案があった。

司会者から会場からの意見を求められ、「リニアで誰が利益を得るのかマスコミは明らかにして欲しい。国会の場でリニアの問題点を明らかにして欲しい」との意見などが出た。

最後に、司会の川村氏が「公共事業中止法の制定を国会で議論して欲しい」と締めくくり、本日の集会は終了した。

各自の時間が短く、PPT 資料の説明を端折らざるを得なかったものの、熱い想いは十分に伝わった会であった。コーディネイターはじめ 3 名のパネリストのみなさん、お疲れ様でした。



お知らせ

- 次回 10 月 10 日 (木) 11 時
10:15 ミニ集会 10:30 から傍聴券抽選予定
- 次々回 2025 年 1 月 23 日 (木) 13 時 30 分

(写真・文責：静岡・芳賀)